

全権委員會議 〔千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネア
ポリス〕において改正された国際電気通信連合憲章 〔千九百九
十二年ジュネーブ〕を改正する文書 〔全権委員會議 〔二千二年
マラケシュ〕において採択された改正〕 〔新旧対照〕

〔参考〕

改 正 後	改 正 前
第一章 基本規定	第一章 基本規定
第一条から第七条まで (略)	第一条から第七条まで (略)
第八条 全権委員会議	第八条 全権委員会議
四七 1 (略)	四七 1 (略)
四八 2 (略)	四八 2 構成国の提案に基づき、かつ、理事会の報告を考慮して、全権委員会議は、次のことを行う。
四九 (a) (略)	四九 (a) 第一条に定める連合の目的を達成するための一般方針を決定すること。
五〇 (b) (略)	五〇 (b) 前回の全権委員会議の後の連合の活動並びに連合の戦略的な政策及び計画に関する理事会の報告を審議すること。
五一 (c) 第五〇号に規定する報告に基づいて行われた決定を考慮して、連合の戦略計画及び予算の基準を定め、並びに次回の全権委員会議までの期	五一 (c) 次回の全権委員会議までの期間における連合の活動に関連するすべての事項を検討の上、当該期間について、連合の予算の基準を定め、及

間における連合の活動に関連するすべての事項を検討の上、当該期間について、連合の会計上の限度額を定めること。

五一 A (4) (略)

五二 (4) (略)

五三 (e) (略)

五四 (f) (略)

五五 (g) (略)

五六 (h) (略)

五七 (i) (略)

び第五〇号に規定する報告に基づいて行われた決定を考慮して連合の会計上の限度額を定めること。

五一 A (4) 第一六―D号から第一六―G号までに定める

手続を使用し、構成国が通知する分担等級に基づいて、次回の全権委員会議までの期間における分担単位数の総数を定めること。

五二 (4) 連合の職員編成に関するすべての一般的指示を作成し、また、必要な場合には、連合のすべての職員の基準俸給、俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。

五三 (e) 連合の会計計算書を審査し、必要な場合には、最終的に承認すること。

五四 (f) 理事会を構成する構成国を選出すること。

五五 (g) 連合の役員として、事務総局長、事務総局次長及び各部門の局長を選出すること。

五六 (h) 無線通信規則委員会の委員を選出すること。

五七 (i) 必要な場合には、第五十五条の規定及び条約の関連規定にそれぞれ従って、構成国が提出したこの憲章及び条約の改正案を検討し及び採択

五八 (j) (略)

五八 A (0) 連合の会議、総会及び会合の一般規則を採択

し及び改正すること。

五九 (0) (略)

3 (略)

第九条 選挙及び関係事項に関する原則

六〇 1 (略)

六一 (a) 理事会の議席が世界のすべての地域に衡平に
配分されることの必要性に妥当な考慮を払い、
理事会の構成員を選出すること。

五八

すること。

(j) 連合と他の国際機関との間の協定を必要に
応じて締結し又は改正し、並びに理事会が連合を
代表してこれらの国際機関と締結した暫定的協
定を審査し、及びこれに関して適当と認める措
置をとること。

五八 A (0) 連合の会議及び他の会合の内部規則を採択し

及び改正すること。

五九 (0) その他必要と認めるすべての電気通信の問題
を処理すること。

3 (略)

第九条 選挙及び関係事項に関する原則

六〇 1 全権委員会議は、第五四号から第五六号までに
規定する選挙を行うに当たり、次のことを確保す
る。

六一 (a) 理事会の議席が世界のすべての地域に衡平に
配分されることの必要性に妥当な考慮を払い、
理事会の構成員を選出すること。

六二

(b)

事務総局長、事務総局次長及び各局長は、それぞれ、構成国が指名する自国民である候補者のうちから選出され、かつ、異なる構成国の国民とするものとし、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間における衡平な地理的配分について妥当な考慮を払うこと。全権委員会議は、さらに、第一五四号に定める原則にいても妥当な考慮を払うべきである。

六三

(c)

無線通信規則委員会の委員を構成国が指名する自国民である候補者のうちから個人の資格で選出すること。各構成国は、候補者を一人に限り指名することができる。無線通信規則委員会の委員は、無線通信局長と同一の構成国の国民であつてはならず、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間における衡平な地理的配分及び第九三号に定める原則について妥当な考慮を払うべきである。

六四

2

就任、空席及び再選資格に関する規定については、条約で定める。

六二

(b)

事務総局長、事務総局次長、各局長及び無線通信規則委員会の委員は、それぞれ、構成国が指名する自国民である候補者のうちから選出され、かつ、異なる構成国の国民とするものとし、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間における衡平な地理的配分について妥当な考慮を払うこと。全権委員会議は、役員に關しては、さらに、第一五四号に定める原則にいても妥当な考慮を払うべきである。

六三

(c)

無線通信規則委員会の委員を個人の資格で選出すること。各構成国は、候補者を一人に限り指名することができる。

六四

2

第六一号から第六三号までに規定する選挙の手續は、全権委員會議が定める。就任、空席及び再

第十条 理事会

六五 1 (1) (略)

六六 (2) 理事会の各構成員は、理事会に参加する一人の者を任命する。この者は、一人又は二人以上の者によって補佐されることができる。

六七 削除

六八 3 (略)

六九 4 (1) (略)

七〇 (2) 理事会は、連合の政策の方向及び戦略が電気通信を取り巻く環境の変化に完全に適合するようにするため、全権委員会議の一般的指示に従

選資格に関する規定については、条約で定める。

第十条 理事会

六五 1 (1) 理事会は、第六一号の規定に従って全権委員会議が選出した構成国で構成する。

六六 (2) 理事会の各構成員は、理事会に参加する一人の者を任命する。この者は、一人又は二人以上の者によって補佐されることができる。

六七 2 理事会は、その内部規則を定める。

六八 3 (略)

六九 4 (1) 理事会は、構成国がこの憲章、条約、業務規則、全権委員会議の決定並びに必要な場合には連合の他の会議及び会合の決定を実施することを容易にするための適当なすべての措置をとるものとし、また、全権委員会議が課するその他のすべての任務を行う。

七〇 (2) 理事会は、連合の政策の方向及び戦略が電気通信を取り巻く環境の絶えざる変化に完全に適合するようにするため、全権委員会議の一般的

つて電気通信政策の広範な問題を検討する。

七〇 A

~~(20)~~

理事会は、連合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関し、その会計上の影響を含めた報告を作成するものとし、このために、第七四 A 号の規定に基づいて事務総局長が作成する具体的な資料を使用する。

七一

~~(3)~~

(略)

七二

~~(4)~~

(略)

第十一条 事務総局

指示に従って電気通信政策の広範な問題を検討する。また、理事会は、連合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関し、その会計上の影響を含めた報告を作成するものとし、このために、第七四 A 号の規定に基づいて事務総局長が作成する資料を使用する。

七一

~~(3)~~

理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保し、並びに事務総局及び三部門に対する効果的な会計上の監督を行う。

七二

~~(4)~~

理事会は、連合の目的に従い、連合が有するすべての手段（連合による国際連合の適当な計画への参加を含む。）により、開発途上国における電気通信の発展に貢献する。

第十一条 事務総局

七三 1 (1) (略)

七三 A (2) (略)

七四 (a) (略)

七四 A (b) 調整委員会の援助の下に連合の戦略的な政策及び計画に関する報告の作成に必要な具体的な資料を作成し、その資料を構成国及び部門構成員に提供し、並びに当該計画の実施を調整すること。構成国及び部門構成員が検討を行うために全権委員会議の前に開催される理事会の直近二回の通常会期中に、この報告を送付すること。

七五 (c) (略)

七三 1 (1) 事務総局は、事務総局長が統括する。事務総局長は、一人の事務総局次長によって補佐される。

七三 A (2) 事務総局長の任務は、条約で定める。さらに、事務総局長は、次のことを行う。

七四 (a) 調整委員会の援助の下に、連合の活動を調整すること。

七四 A (b) 調整委員会の援助の下に、連合の戦略的な政策及び計画に関する報告の作成に必要な資料を作成し、計画の実施を調整すること。

七五 (c) 連合の資源の経済的な活用のために必要なすべての措置をとり、連合の活動の事務上及び会計上の事項の全体につき理事会に対して責任を負うこと。

七六 (4) (略)

七六 A (3) (略)

七七 2 (略)

第二章 無線通信部門

第十二条及び第十三条 (略)

第十四条 無線通信規則委員会

九三 1 (略)

九三 A 2 (略)

九四 2 (略)

九五 (a) 無線通信規則及び権限のある無線通信会議の

決定に適合した手続規則(技術基準を含む。)を承認すること。この手続規則は、無線通信局

七六 (4) 連合の法律上の代表者として行動すること。

七六 A (3) 事務総局長は、第四十二条の規定に基づき作成された特別取極の寄託者として行動することができる。

七七 2 (略)

第二章 無線通信部門

第十二条及び第十三条 (略)

第十四条 無線通信規則委員会

九三 1 (略)

九三 A 2 (略)

九四 2 無線通信規則委員会の任務は、次のとおりとする。

九五 (a) 無線通信規則及び権限のある無線通信会議の決定に適合した手続規則(技術基準を含む。)を承認すること。この手続規則は、無線通信局

長及び無線通信局が構成国の行う周波数割当てを登録するために無線通信規則を適用するに当たって使用する。この手続規則は、透明性のある方法で作成する。主管庁は、この手続規則に対して意見を付することができ、意見の相違が継続する場合には、その問題は、次回の世界無線通信会議に提出する。

九六 (b) (略)

九七 (c) (略)

3 (略)
4 (略)

第十五条及び第十六条 (略)

長及び無線通信局が構成国の行う周波数割当てを登録するために無線通信規則を適用するに当たって使用する。主管庁は、この手続規則に対して意見を付することができ、意見の相違が継続する場合には、その問題は、次回の世界無線通信会議に提出する。

九六 (b) 第九五号の手続規則の適用によって解決することができないその他の問題を検討すること。

九七 (c) 第七八号に規定する周波数の割当て及び使用に関して、無線通信規則に定める手続に従い、権限のある会議が定め、又はこの会議の準備若しくはその決定の実施のため構成国の過半数の同意を得て理事会が定めるすべての追加の任務を行うこと。

3 (略)
4 (略)

第十五条及び第十六条 (略)

第三章 電気通信標準化部門

第十七条から第二十条まで (略)

第四章 電気通信開発部門

第二十一条から第二十四条まで (略)

第四章のA 各部門の作業の方法

一四五A

無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び世界電気通信開発会議は、それぞれの部門の活動を管理するための作業の方法及び手続を定め及び採択することができる。これらの作業の方法及び手続は、この憲章、条約及び業務規則、特に条約第二四六D号から第二四六H号までの規定に適合するものでなければならぬ。

第五章 連合の運営に関するその他の規定

第三章 電気通信標準化部門

第十七条から第二十条まで (略)

第四章 電気通信開発部門

第二十一条から第二十四条まで (略)

第五章 連合の運営に関するその他の規定

第二十五条から第二十七条まで (略)

第二十八条 連合の会計

1 及び 2 (略)

一五九C 2の二 (略)

一五九D 2の三 第四三号の地域無線通信会議の経費の負担は、次のように行う。

一五九E (a) 関係地域のすべての構成国がその分担等級に従って負担する。

一五九F (b) 当該会議に参加したその他の地域の構成国がその分担等級に従って負担する。

一五九G (c) 許可された部門構成員及び他の機関であつて、条約に従って当該会議に参加したものが負

第二十五条から第二十七条まで (略)

第二十八条 連合の会計

1 及び 2 (略)

一五九C 2の二 各構成国及び各部門構成員は、第一六〇号から第一六一I号までの規定に従って選定した分担等級の単位数に相当する金額を支払う。

一五九D 2の三 第四三号の地域無線通信会議の経費は、関係地域のすべての構成国及び必要な場合には当該会議に参加したその他の地域の構成国がその分担等級に従って負担する。

担する。

一六〇 3 (1) (略)

一六一 (2) (略)

一六一 A (2) (略)

一六一 B 3 の二 (1) (略)

一六一 C (2) (略)

一六〇 3 (1) 構成国及び部門構成員は、連合の経費を負担

するための分担等級を任意に選定する。

一六一 (2) 構成国による分担等級の選定は、条約に定める分担等級表及び条件並びに次に定める手続に従つて、全権委員会議において行ふ。

一六一 A (2) 部門構成員による分担等級の選定は、条約に定める分担等級表及び条件並びに次に定める手続に従つて行ふ。

一六一 B 3 の二 (1) 理事会は、全権委員会議の直前の会期において、会計に關し当該全権委員會議が取り扱う期間の財政計画案及び分担単位の総数に基づき、分担単位の暫定的な額を定める。

一六一 C (2) 事務総局長は、構成国及び部門構成員に対し第一六一 B 号の規定に基づき定められた分担単位の暫定的な額を通知するものとし、また、構成国に対し自国が暫定的に選定した分担等級を全権委員會議の開始の日の遅くとも一週間前に通知するよう要請する。

一六―D (3) (略)

一六―E (4) 全権委員会議は、修正された財政計画案を考

慮して、できる限り速やかに分担単位の額の最終的な限度額を定め、及び構成国が、事務総局長の要請により、最終的に選定した分担等級を通知する期日を全権委員会議が終了する日の属する週の前の週の範囲内で定める。

一六―F (5) (略)

一六―G (6) (略)

3の三から10まで (略)

一六―D (3)

全権委員会議は、その最初の週に、構成国が事務総局長に通知した分担等級の変更及び変更されない分担等級を考慮して、第一六一B号及び第一六一C号の規定に基づき事務総局長がとる手続に従って、分担単位の暫定的な限度額を定める。

一六―E (4) 全権委員会議は、修正された財政計画案を考

慮して、分担単位の額の最終的な限度額を定める。事務総局長は、その後、構成国に対し、全権委員会議が終了する日の属する週の前の週の終了の前に、最終的に選定した分担等級を通知するよう要請する。

一六―F (5) 全権委員会議が定める日までに事務総局長に

自国の決定を通知しない構成国は、従前に選定した分担等級を維持する。

一六―G (6) 全権委員会議は、さらに、構成国が選定した

最終的な分担等級及び財政計画の承認の日における部門構成員の分担等級に応じた分担単位の総数に基づき、最終的な財政計画を承認する。

3の三から10まで (略)

第二十九条から第三十一条まで (略)

第三十二条 連合の会議、総会及び会合の

一般規則

一七七 1 全権委員会議が採択する連合の会議、総会及び

会合の一般規則は、連合の会議及び総会の準備、
連合の会議、総会及び会合の業務の組織及び討論
の方法並びに理事会の構成員、事務総局長、事務
総局次長、各部門の局長及び無線通信規則委員会
委員の選挙について適用する。

一七八 2 会議、総会及び理事会は、連合の会議、総会及

び会合の一般規則の第二章を補足するために不可
欠と認める規則を採択することができる。もつと
も、このような補足的規則は、この憲章、条約及
び当該一般規則の第二章に抵触するものであつて
はならない。会議又は総会が採択した補足的規則
は、会議又は総会の文書として公表する。

第二十九条から第三十一条まで (略)

第三十二条 会議及び他の会合の内部規則

一七七 1 連合の会議及び他の会合は、その業務の組織及

び討論の方法について、全権委員会議が採択する
連合の会議及び他の会合の内部規則を適用する。

一七八 2 会議、総会及び理事会は、内部規則を補足する

ために不可欠と認める規則を採択することができ
る。もつとも、このような補足的規則は、この憲
章、条約及び第一七七号に規定する内部規則に抵
触するものであつてはならない。会議又は総会が
採択した補足的規則は、会議又は総会の文書とし
て公表する。

第六章 電気通信に関する一般規定

第三十三条から第四十三条まで (略)

第七章 無線通信に関する特別規定

第四十四条 無線周波数スペクトルの使用
及び対地静止衛星軌道その他の
衛星軌道の使用

一九五 1 構成国は、使用する周波数の数及びスペクトル

幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために
欠くことができない最小限度にとどめるよう努め
る。このため、構成国は、改良された最新の技術
をできる限り速やかに適用するよう努める。

一九六 2 (略)

第四十五条から第四十八条まで (略)

第八章 国際連合その他の国際機関

第六章 電気通信に関する一般規定

第三十三条から第四十三条まで (略)

第七章 無線通信に関する特別規定

第四十四条 無線周波数スペクトルの使用
及び対地静止衛星軌道その他
の衛星軌道の使用

一九五 1 連合員は、使用する周波数の数及びスペクトル

幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために
欠くことができない最小限度にとどめるよう努め
る。このため、連合員は、改良された最新の技術
をできる限り速やかに適用するよう努める。

一九六 2 (略)

第四十五条から第四十八条まで (略)

第八章 国際連合その他の国際機関

及び非構成国との関係

第四十九条 (略)

第五十条 その他の国際機関との関係

二〇六

連合は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、利害関係を有し又は関連する活動を行う国際機関と協力すべきである。

第五十一条 (略)

第九章 最終規定

第五十二条から第五十四条まで (略)

第五十五条 この憲章の改正に関する規定

二二四

1 構成国は、この憲章の改正を提案することができる。その提案は、すべての構成国への送付及び

及び非構成国との関係

第四十九条 (略)

第五十条 その他の国際機関との関係

二〇六

連合は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、利害関係を有し又は関連する活動を行う国際機関と協力する。

第五十一条 (略)

第九章 最終規定

第五十二条から第五十四条まで (略)

第五十五条 この憲章の改正に関する規定

二二四

1 構成国は、この憲章の改正を提案することができる。その提案は、すべての構成国への送付及び

すべての構成国による検討が十分な余裕をもつて行われ得るように、全権委員会議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならぬ。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員会議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての構成国の情報のために公表する。

2 から4まで (略)

5 第二二四号から第二二七号までに特に規定する場合を除くほか、連合の会議、総会及び会合の一般規則を適用する。

6 から9まで (略)

第五十六条及び第五十七条 (略)

第五十八条 効力発生及び関係事項

二三八 1 追加全権委員会議(千九百九十二年ジュネーブ)によって採択されたこの憲章及び条約は、千九百九十四年七月一日に、批准書、受諾書、承認

すべての構成国による検討が十分な余裕をもつて行われ得るように、全権委員会議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならぬ。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員会議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての構成国に送付する。

2 から4まで (略)

5 第二二四号から第二二七号までに特に規定する場合を除くほか、会議に関する一般規定並びに会議及び他の会合の内部規則を適用する。

6 から9まで (略)

第五十六条及び第五十七条 (略)

第五十八条 効力発生及び関係事項

二三八 1 この憲章及び条約は、千九百九十四年七月一日に、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託した連合員の間において効力を生ず

書又は加入書を同日前に寄託した構成国の間において効力を生ずる。

(以下略)

る。

(以下略)